

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
--------	-----------------

佐 本 交 企 発 第 7 7 号
令 和 8 年 3 月 2 4 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

有 効	令和9年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の具体的実施要領について（通達）

「挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の推進について（通達）」（令和8年3月24日付け佐本交企発第76号）により、交通死亡事故が管轄区域内で発生した場合、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、事故の状況等を踏まえた上で抑止対策を検討し、警察本部長まで報告することとされているが、その具体的な実施要領は下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「挙署一体となった交通死亡事故抑止対策の具体的実施要領について（通達）」（令和7年3月18日付け佐本交企発第44号）は廃止する。

記

1 対象となる交通死亡事故

管轄区域内で発生した交通死亡事故（30日死者を除く。）

2 警察署長等による措置

(1) 事故状況の把握

警察署長等は、交通死亡事故が発生した場合、自ら現場を確認するなど事故の概要や要因を把握すること。

事故概要については、「重大特異交通事案等の速報について（通達）」（令和6年3月14日付け佐本交指発第31号ほか）に基づき報告すること。

(2) 抑止対策の検討

警察署長等は、交通死亡事故の要因等を踏まえ、必要かつ真に実効性のある抑止対策を検討すること。

(3) 交通部首席参事官への報告

警察署長等は、検討した抑止対策等を交通部首席参事官に報告すること。

3 交通部首席参事官による措置

(1) 関係所属との連携

交通部首席参事官は、交通死亡事故の発生当初から交通部各課と調整の上、警察署長等に必要な支援を行うこと。

(2) 抑止対策の内容確認

交通部首席参事官は、2(3)により報告を受けた抑止対策の内容等を確認し、必要に応じて警察署長等と協議すること。

なお、抑止対策に関する協議は、事故発生後、速やかに行うこと。

(3) 抑止対策の報告

交通部首席参事官は、推進すべき抑止対策等について、警察本部長に報告すること。ただし、事故の形態等から、特段の抑止対策を要しない場合等には、本職までの報告としても差し支えない。

(4) 他所属及び部外との連携

交通部首席参事官は、効果的な取組が他所属及び関係機関・団体等においても推進できるよう共有に努めること。